

北九州PCB廃棄物処理施設(第2期)の設置の許可等について

弊社北九州事業所では、平成16年12月に操業開始した第1期処理施設に続き、第2期処理施設の建設準備を進めておりましたが、平成19年8月28日付けで北九州市長から廃棄物処理施設の設置許可をいただきました。このほか、消防法及び建築基準法に基づく必要な手続きが平成19年8月31日までに終了いたしました。

これを受けて、平成19年9月3日に建設工事を着工し、平成21年3月の操業開始を目指してまいります。

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成19年 8月28日

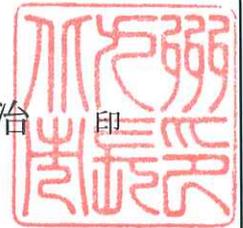
住 所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏 名 日本環境安全事業 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 宮坂 真也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する

北九州市長 北 橋 健 治



許可の年月日	平成19年 8月28日	許可番号	第394-1号 第394-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃ポリ塩化ビフェニル等又は ポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 (熔融分解方式/プラズマ熔融分解法) 産業廃棄物の種類：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、 ポリ塩化ビフェニル処理物		
設置場所	北九州市若松区響町一丁目62番24		
処理能力	第394-1号：1日あたり5.2トン(24時間) 第394-2号：1日あたり5.2トン(24時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

不服申し立てについて：この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成19年 8月28日

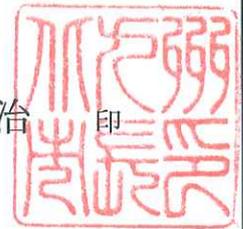
住所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏名 日本環境安全事業 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 宮坂 真也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する

北九州市長 北 橋 健 治



許可の年月日	平成19年 8月28日	許可番号	第393-1号 第393-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	<p>施設の種類</p> <p>第393-1号：ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の分離施設</p> <p>第393-2号：廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（脱塩素化分解方式）</p> <p>産業廃棄物の種類 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物</p>		
設置場所	北九州市若松区響町一丁目62番24		
処理能力	<p>第393-1号：1日あたり4.5トン（24時間）</p> <p>第393-2号：1日あたり0.5トン（24時間）</p>		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	<p>1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。</p> <p>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</p>		

不服申し立てについて：この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成19年 8月28日

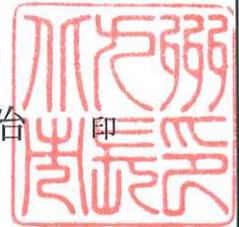
住 所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏 名 日本環境安全事業 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 宮坂 真也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する

北九州市長 北 橋 健 治



許可の年月日	平成19年 8月28日	許可番号	第344-1号 第344-2号 第344-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 第344-1号：ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設 第344-2号：ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の分離施設 第344-3号：廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（脱塩素化分解方式） 産業廃棄物の種類 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物		
設置場所	北九州市若松区響町一丁目62番24		
処理能力	第344-1号：1日あたり13.0トン（24時間） 第344-2号：1日あたり 1.8トン（24時間） 第344-3号：1日あたり 1.0トン（24時間）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

不服申し立てについて：この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

変更履歴

年 月 日	状 況	処 理 能 力	備 考
平成15年 3月31日	新規許可	第344-1号 洗浄施設 1日あたり13.0トン(24時間) 第344-2号 分離施設 1日あたり 1.8トン(24時間) 第344-3号 分解施設 1日あたり 0.5トン(24時間)	余白
平成19年 8月28日	変更許可	第344-1号 洗浄施設 1日あたり13.0トン(24時間) 第344-2号 分離施設 1日あたり 1.8トン(24時間) 第344-3号 分解施設 1日あたり <u>1.0トン(24時間)</u>	TCB分離設備追加による液処理能力の増加